

証券コード 6248
2022年6月3日

株 主 各 位

広島市中区南吉島一丁目3番6号
株式会社横田製作所
代 表 取 締 役 長 横 田 義 之
社

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2022年6月22日（水曜日）午後4時55分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区基町6番36号
メルパルク広島 6階「安芸」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aquadevice.com>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

【株主様へのお願い】

- ・感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面により議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される場合は、マスクをご持参いただき、ご着用ください。

【株主総会会場におけるご対応】

- ・当日、ご来場時に検温をさせていただき、発熱及び体調不良と見受けられる方は、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・ご入場時はアルコール消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。アルコール消毒液は会場受付前に配備いたします。
- ・当社の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。

なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aquadevice.com>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、日銀が発表した3月の全国企業短期経済観測調査（短観）によると、円安による輸入コストの上昇、資源価格・原材料価格の高騰や半導体を始めとする各種部品不足の長期化などが重荷となり、企業の景況感を示す業況判断指数（DI）は、大企業製造業ではプラス14となり7四半期ぶりの悪化となっております。

このような状況のもと、当社は相対的優位性のある既存領域を確保しつつ、技術開発力を高め、既存製品の改良や性能向上による差別化により新たな需要分野への展開・進出を図り、適正な人員配置と組織改革による生産性の向上とコスト削減に注力することにより採算重視の経営に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の受注は、1,737百万円（前期比1.4%減）となりました。売上高につきましては、1,727百万円（同5.6%減）となりました。また、営業損益は、人件費の減少などで販売費及び一般管理費が減少したものの、売上高の減少などで売上総利益が減少したため、234百万円（同13.0%減）の営業利益となりました。経常損益は、営業利益の減少などによって、235百万円（同12.8%減）の経常利益となりました。この結果、当事業年度の当期純利益は、163百万円（同16.2%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、売上高は2,494千円減少し、営業利益は2,494千円減少しております。

当社製品別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

製品別	受注高		売上高	
	金額	前期比	金額	前期比
ポンプ製品	852	12.8%増	814	12.8%減
バルブ製品	278	12.0%減	308	25.2%増
部品・サービス	606	12.0%減	604	6.9%減
合計	1,737	1.4%減	1,727	5.6%減

[ポンプ製品]

受注は、官公需の受注が減少したものの、食品関連企業、機械・電子関連企業、電力関連企業、海外企業からの受注が増加したことなどにより、852百万円(前期比12.8%増)となりました。売上高につきましては、食品関連企業、鉄・非鉄関連企業、機械・電子関連企業、パルプ関連企業への売上が増加したものの、電力関連企業への売上が減少したことなどにより、814百万円(同12.8%減)となりました。

[バルブ製品]

受注は、官公需の受注が減少したことなどにより、278百万円(前期比12.0%減)となりました。売上高につきましては、機械・電子関連企業への売上が減少したものの、官公需の売上が増加したことなどにより、308百万円(同25.2%増)となりました。

[部品・サービス]

受注は、機械・電子関連企業からの受注が増加したものの、官公需の受注、電力関連企業、海外企業からの受注が減少したことなどにより、606百万円(前期比12.0%減)となりました。売上高につきましては、官公需の売上、機械・電子関連企業、海外企業への売上が増加したものの、電力関連企業への売上が減少したことなどにより、604百万円(同6.9%減)となりました。

(2) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は30百万円で、その主なものは、高圧切替盤や非常用自家発電設備などの建物10百万円、周波数変換装置など機械装置14百万円などであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第66期	2019年度 第67期	2020年度 第68期	2021年度 (当期) 第69期
受 注 高 (百万円)	1,877	1,898	1,761	1,737
売 上 高 (百万円)	1,759	1,733	1,829	1,727
経 常 利 益 (百万円)	275	249	269	235
当 期 純 利 益 (百万円)	189	177	194	163
1 株当たり当期純利益 (円)	100.92	94.53	103.90	87.06
総 資 産 (百万円)	2,550	2,754	2,900	2,866
純 資 産 (百万円)	2,133	2,245	2,365	2,447
1 株当たり純資産額 (円)	1,139.10	1,198.63	1,262.54	1,306.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社はポンプ・バルブを中心に、水を中心とした流体に関する様々なご要望を自社独自の技術・ノウハウによって具現化する「水ソリューション企業」であります。

当社がお客様に支持される高付加価値製品を提供し続けるために、「熱意を燃し続けて成果をみよう」という経営指針に基づいて、情熱と信念を持って様々な課題に対処してまいります。

また、近年における世界規模での様々な不確実性の高まりは、産業構造の変化や新しい価値観の発生をもたらしました。当社は「時代を超えて永続する企業を目指す」ために、変化し続ける経営環境に適応できる仕組みづくりも行っております。

なお、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

・競争優位の源泉となるコア技術の開発力強化

当社は、1948年の創業以来、「創意に満ちあふれた商品にしよう」という経営指針に基づいて、お客様の様々なご要望を具現化した製品を開発してまいりました。

今後の更なる発展のためには、競争優位の源泉となるコア技術の開発力及び応用力の強化が必要不可欠と考え、これに必要な優秀な人材の確保と育成に努めてまいります。

・マーケティング機能強化

当社は、当社営業担当者とお客様との接点を持つことが重要であると考え、ホームページ、広告宣伝、WEB展示会等によるわかりやすい情報の発信に注力してまいりました。

今後の更なる発展のためには、当社及び当社の技術・ノウハウによる製品に、より一層の関心を持って頂けるよう、お客様との関係を密にし、水や流体に関する様々なご要望を傾聴する必要があります。このため当社は「誠意を込めつくして対応しよう」という経営指針に基づいて、マーケティング機能をさらに強化してまいります。

・コストの削減

当社の主要原材料であるステンレス材をはじめとする金属材料の価格は、外部要因の影響による価格変動が激しく、それにより当社の製造原価は少なからず影響を受けてまいりました。

当社は徹底した省力化及び省人化、並びに部材購入品の洗い直し、業務の改善合理化を推進し、固定費を圧縮させるなどの経費削減を行い、これら価格変動による製造原価への影響を極力抑え、今後も安定した利益の確保を図ってまいります。

また、当社は業務の改善合理化をさらに推進するために、基幹業務システムの更新を行う予定です。今後もIT（情報技術）を活用し、さらなるコストの削減を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

自吸渦巻ポンプ、片吸込渦巻ポンプ、脱泡・脱気装置、各種ポンプ、無水撃チェッキ弁、ウェハーチェッキ弁、定流量弁及びその他用水機器の製造販売ならびに機械器具設置工事業・管工事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	広島市中区
本社工場	広島市中区
広島支店	広島市中区
東京支店	東京都新宿区

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比	平 均 年 齢	平均勤続年数
78名	3名減	41.2歳	10.8年

- (注) 1. 上記従業員のほか、嘱託・パートタイマーの人数は9名であります。
2. 従業員数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除き臨時従業員（嘱託・パートタイマー）を含みます。
4. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
(2) 発行済株式の総数 1,873,500株 (自己株式160株を含む)
(3) 当事業年度末の株主数 1,195名
(4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
横 田 博	332,800 株	17.77 %
三 浦 眞 理 夫	160,000 株	8.54 %
横 田 義 之	120,000 株	6.41 %
広 島 信 用 金 庫	120,000 株	6.41 %
光 通 信 株 式 会 社	112,300 株	5.99 %
横 田 征 子	108,000 株	5.77 %
横 田 製 作 所 従 業 員 持 株 会	105,600 株	5.64 %
石 田 勇	93,600 株	4.99 %
長 岡 隆	55,800 株	2.98 %
三 浦 治 子	40,000 株	2.14 %
田 中 尚 子	40,000 株	2.14 %

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (160株) を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	横 田 博	
代 表 取 締 役 社 長	横 田 義 之	
取 締 役	綿 井 宏	本社工場長
取 締 役	河 本 正 博	技術部長
取 締 役	中 川 勝 巳	営業本部長
取 締 役	坂 根 裕 二	経理総務部長
取 締 役	川 角 栄 二	弁理士
常 勤 監 査 役	石 田 克 之	
監 査 役	藤 岡 達 麻	弁護士
監 査 役	中 村 政 英	公認会計士

- (注) 1. 川角栄二氏は社外取締役であります。
また、当社は川角栄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 藤岡達麻氏及び中村政英氏は社外監査役であります。
また、当社は藤岡達麻氏及び中村政英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役中村政英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・ 2021年6月24日開催の第68回定時株主総会において、新たに河本正博氏、中川勝巳氏、坂根裕二氏、川角栄二氏が取締役を選任され、就任いたしました。
 - ・ 西文夫氏、石田克之氏、松本嗣治氏は、2021年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されました。
 - ・ 2021年6月24日開催の第68回定時株主総会において、新たに石田克之氏が監査役を選任され、就任いたしました。
 - ・ 土岸義直氏は、2021年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。

2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

① 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計しております。

② 役員報酬等の内容

a. 取締役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

b. 監査役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

c. 基本報酬

各取締役の報酬については、業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

d. 業績連動報酬

業績連動報酬は、当社の業績に応じて、業績連動報酬の総額を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

e. 退職慰労金

退職慰労金は、取締役及び監査役を対象として内規に基づき、株主総会での承認を得たうえで支給することとしております。

3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	94 (2)	71 (1)	16 (0)	5 (0)	10 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13 (5)	10 (4)	2 (0)	0 (0)	4 (3)

- (注) 1. 上記の人数には、2021年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記のほか、2021年6月24日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- また、この金額には第68期までの事業年度にかかる事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

取締役 3名 16百万円
 監査役 1名 8百万円 (うち社外監査役 1名 8百万円)

5. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役及び監査役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等に係る指標は経常利益（注1）としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切と判断したためです。

支給額は、業績連動報酬総額（注2）を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

なお、業績連動報酬等の支給条件として「指標目標の達成」は設定しておりません。業績連動報酬等は、経常損益が経常利益（注1）の場合に支給しており、当事業年度の予算に基づいた指標の目標は409百万円、実績は368百万円であります。

- (注) 1. 従業員の決算賞与及び役員の業績連動報酬等を支給する前の経常利益
 2. 従業員の決算賞与及び役員の業績連動報酬等を支給する前の経常利益×5%

(5) 社外役員に関する事項

・当事業年度における主な活動状況

①社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
川角栄二	2021年6月の就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、特許商標事務所の経営等を通じて培った経験と弁理士としての専門的な知見に基づき、当社の経営全般や事業の健全性、特許製品等の技術開発に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②社外監査役に関する事項

氏名	主な活動状況
藤岡達麻	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、監査役会18回のうち16回に出席いたしました。弁護士として主に法律面の見地から適切な助言・提言を行っております。
中村政英	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会18回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適切な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての役員及び従業員が遵守すべき事項として「コンプライアンス規程」を制定し、業務遂行に当たり、すべての法律を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。

また、コンプライアンスの主管部門である経理総務部は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、内部通報制度の窓口として法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めるほか、必要に応じて、規程・行動基準の見直し、研修を行う。

さらに、社長の直属組織であり業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行状況の内部監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規則等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、情報管理セキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

取締役会、部長会等の重要会議の議事録、ならびに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、必要なリスク対策を規程化することにより、適切なリスク管理体制を構築し運用する。また、内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、業務分掌規程、職務権限規程、部長会規程等により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、内部監査室が、財産の保全、業務の改善、能率の向上を図り経営の合理化に資することを目的とした業務監査を行う。

(5) 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、将来、該当する企業集団が設立される場合には、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から要請があれば、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務を補助すべき従業員を置くこととし、その人事（異動、評価等）については、監査役の意見を聞くものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反や重大な不正行為等について、すみやかに監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への報告については、法令及び当社の内部通報制度に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が取締役会、部長会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、重要な業務に係る文書を閲覧することにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するほか、必要に応じて監査役会と取締役、会計監査人（監査法人）、内部監査室もしくはその他の者との協議の機会を設け、情報交換、意見交換を行い、連携を図る。

監査役会が必要と認めた監査の実施にあたっては、取締役及び従業員はこれに協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、毎月開催される取締役会により経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。さらに、定期的にと取締役会メンバー及び各部門長をもって組織される部長会を開催し、業績の分析と報告、業務執行の具体的な内容について審議を行っております。

監査役は、監査方針・監査計画を決定し、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会、部長会等の重要な会議へ出席し、業務及び財産の状況、取締役の業務執行状況、法令・定款への遵守状況についての監査を行っております。

さらに、社内各部署の内部統制システムの整備・運用状況を、当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,214,086	流動負債	295,043
現金及び預金	1,715,745	買掛金	43,414
受取手形	13,902	未払金	144,185
売掛金	307,646	未払費用	16,112
商品及び製品	1,487	未払法人税等	23,758
仕掛品	69,113	未払消費税等	12,177
原材料及び貯蔵品	107,542	前受金	8,322
その他	1,216	預り金	3,522
貸倒引当金	△2,570	製品保証引当金	4,323
		賞与引当金	38,250
		その他	976
固定資産	652,250	固定負債	123,590
有形固定資産	540,121	退職給付引当金	67,112
建物	61,650	役員退職慰労引当金	56,478
構築物	2,141		
機械装置	99,316	負債合計	418,634
車両運搬具	549		
工具器具備品	10,381	(純資産の部)	
土地	366,082	株主資本	2,447,702
		資本金	130,583
無形固定資産	1,982	資本剰余金	122,580
ソフトウェア	1,378	資本準備金	90,583
その他	603	その他資本剰余金	31,997
投資その他の資産	110,146	利益剰余金	2,194,714
出資金	2,015	利益準備金	10,000
長期前払費用	830	その他利益剰余金	2,184,714
繰延税金資産	97,638	別途積立金	1,905,500
その他	9,662	繰越利益剰余金	279,214
		自己株式	△175
		純資産合計	2,447,702
資産合計	2,866,337	負債・純資産合計	2,866,337

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,727,083
売 上 原 価	967,937
売 上 総 利 益	759,146
販売費及び一般管理費	524,474
営 業 利 益	234,672
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	230
受 取 配 当 金	80
違 約 金 収 入	330
作 業 ぐ ず 売 却 益	3,654
雑 収 入	853
営 業 外 費 用	
売 上 債 権 売 却 損	975
固 定 資 産 除 却 損	290
廃 棄 物 処 理 費 用	3,468
経 常 利 益	235,086
税 引 前 当 期 純 利 益	235,086
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,187
法 人 税 等 調 整 額	12,807
当 期 純 利 益	163,091

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
別途積立金	繰越利益 剰余金							
当 期 首 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	1,790,000	312,177	2,112,177
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△80,553	△80,553
別 途 積 立 金 の 積 立						115,500	△115,500	-
当 期 純 利 益							163,091	163,091
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	115,500	△32,962	82,537
当 期 末 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	1,905,500	279,214	2,194,714

	株主資本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△175	2,365,165	2,365,165
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△80,553	△80,553
別 途 積 立 金 の 積 立		-	-
当 期 純 利 益		163,091	163,091
当 期 変 動 額 合 計	-	82,537	82,537
当 期 末 残 高	△175	2,447,702	2,447,702

(注) なお、各計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|---|
| 商品及び製品 | … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 仕掛品 | … 個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 原材料 | … 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 貯蔵品 | … 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～38年
構 築 物	10～15年
機 械 装 置	2～10年
車 両 運 搬 具	4～ 5年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 … 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金 … 製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。
- (3) 賞与引当金 … 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における、簡便法により計算した退職給付債務及び中小企業退職金共済制度給付見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品等の販売

販売される財は、当社が製造する産業用のポンプ製品、バルブ製品及びこれらの部品（以下、「製品等」という）であります。当該製品等の販売については、顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、海外の顧客に対する製品等の販売については、貿易条件を充足した時点で収益を認識しております。

(2) メンテナンス等

提供されるサービスは、当社が製造した産業用のポンプ製品及びバルブ製品のメンテナンスであります。当該メンテナンスについては、メンテナンスの完了した製品が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、製品を本社工場に持ち込んで行うメンテナンスについては、メンテナンスの完了した製品を出荷した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の顧客に支払われる売上割引について、従来は、営業外費用として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は2,494千円減少し、営業利益は2,494千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「売上割引」は、当事業年度より「売上高」から控除することとしました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,276,582千円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,873,500株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 160株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	80,553	43.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 80,553千円
- ② 1株当たり配当額 43.00円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産

製品（試作品）	19,855千円
仕掛品（試作品）	1,848 〃
機械装置（デモ機）	3,561 〃
未払賞与	28,276 〃
未払事業所税	937 〃
未払事業税	1,611 〃
製品保証引当金	1,316 〃
賞与引当金	11,650 〃
退職給付引当金	20,442 〃
役員退職慰労引当金	17,203 〃
その他	8,136 〃
繰延税金資産小計	114,841千円
評価性引当額	△17,203 〃
繰延税金資産合計	97,638千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

未払金は、すべてが1年以内の支払期日の債務であります。

営業債務や未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

当事業年度末現在において、短期借入金及び長期借入金はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

時価等を注記すべき重要な金融商品はありません。

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 出資金（貸借対照表計上額2,015千円）は、市場価額がありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		国内 (千円)	国外 (千円)	合計 (千円)
製品等の販売	ポンプ製品	801,327	13,275	814,602
	バルブ製品	304,703	3,747	308,450
	部品	516,231	22,040	538,272
メンテナンス等		65,758	—	65,758
顧客との契約から生じる収益		1,688,020	39,062	1,727,083

(注) 製品等の販売 (部品) とメンテナンス等は、製品別の部品・サービス売上高を分解した情報であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 製品等の販売

当社では、主として日本の顧客に対して、産業用のポンプ製品、バルブ製品及びこれらの部品 (以下、「製品等」という) の製造及び販売を行っております。

製品等の販売契約における当社の履行義務は製品等の引き渡しであり、履行義務の充足時点については、製品等を顧客に引き渡した時点としております。これは、当該時点が製品等の法的所有権、物理的占有、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

また、海外の顧客に対する製品等の販売契約における当社の履行義務は貿易条件の充足であり、履行義務の充足時点については、貿易条件を充足した時点としております。

なお、製品等の販売契約において、引き渡し後1年以内に生じた製品等の欠陥による故障に対して無償で修理を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(2) メンテナンス等

メンテナンスの提供契約における当社の履行義務はメンテナンスの完了した製品の引き渡しであり、履行義務の充足時点については、メンテナンスの完了した製品を顧客に引き渡した時点としております。これは、当該時点がメンテナンスの完了した製品の物理的占有、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,306円60銭
1 株当たり当期純利益	87円06銭

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職金規程に基づく退職一時金及び中小企業退職金共済制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	76,783千円
退職給付費用	8,712 〃
退職給付の支払額	△18,384 〃
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	67,112千円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	134,715千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△67,602 〃
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,112千円
退職給付引当金	67,112千円
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,112千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	8,712千円
----------------	---------

(3) 確定拠出制度

当社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は、5,592千円であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社横田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
広 島 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 康 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横田製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社横田製作所 監査役会

常勤監査役 石田 克之 ⑩

社外監査役 藤岡 達麻 ⑩

社外監査役 中村 政英 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要課題として認識しており、今後の事業展開に必要な内部留保と、当社の財政状態等を総合的に勘案しながら、年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、通期業績及び財政状態等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき43円とさせていただきますたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額80,553,620円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 80,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 80,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 (広島市中区基町 6 番 36 号
メルパルク広島 6 階「安芸」
(082) 222 - 8501)



■交通のご案内

- J R 広島駅 (南口・在来線口) から路面電車で約15分
広電路面電車 2号線 (宮島口行) 6号線 (江波行) 紙屋町西電停下車 徒歩約1分
- J R 広島駅 (南口) からバスで約10分
広島交通路線バス ⑧のりば (バスセンター経由) バスセンター下車 徒歩約5分

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。